

高知県介護福祉士会・NEXT（ネクスト）委員会設置要綱

（目的）

第1条 介護福祉士に関する諸課題の検討および高知県介護福祉士会（以下「本会」という）の会員相互の研鑽と交流を図り、高知県の介護現場で活躍できる次世代の介護福祉士の育成とネットワークの構築を目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は、高知県介護福祉士会・NEXT委員会（以下「NEXT」という）とする。

（事業）

第3条 NEXTは、第一条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）次世代の介護福祉士としての資質向上を図る研修会への参加及び開催
- （2）NEXT会員の連携及び情報交換
- （3）本会が主催する研修会・行事への参画
- （4）高知県内外の福祉、保健、医療、その他関係機関並びに団体等との連携及び情報交換
- （5）若い世代の会員獲得及び本会の宣伝活動
- （6）その他目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 NEXTの会員は、高知県介護福祉士会会員（正会員・賛助会員）で、原則年齢39歳以下の者とする。

（入会）

第5条 NEXTへの入会は、指定の入会届（書式一1）を事務局へ提出する。

（退会）

第6条 NEXTを退会する場合は、指定の退会届（書式一2）を事務局へ提出する。

（委員会の構成）

第7条 委員会の委員は、NEXTメンバーの中から12名以内とし、委員会を構成する。

（委員の任期）

第8条 委員長・副委員長及び委員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会日の理事会までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を1名置く。委員長は、委員の互選により選任し、本会理事会で承認する。

2 委員長は、NEXTの活動計画および活動報告をその都度、理事会で報告しなければならない。

(副委員長)

第10条 委員長は、副委員長を1～3名選任することが出来る。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代行する。

(経費)

第11条 NEXTの経費は、本会の予算と研修会参加費を持って充てる。ただし、レクリエーション・情報交換等は会員の自己負担を持って充てる。

(事務局)

第12条 NEXTの事務局は、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会に置く。

(その他)

第13条 この要綱の変更は、本会理事会で協議、決定する。

2 この要綱で定めるもののほか、NEXTの運営に関し必要な事項は、本会理事会で協議、決定する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年4月22日より施行する。
- 2 この一部改正要綱は平成26年4月26日より施行する。
- 3 この一部改正要綱は平成27年6月20日より施行する。
- 4 この一部改正要綱は平成27年10月17日より施行する。